

平成 22 年 5 月 18 日
福祉部高齢社会対策課

第 4 期(平成 21～23 年度)

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 重点課題

地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実

(第 4 期計画書 p 62・63)

【第 4 期計画における目標】

地域包括支援センターの体制が強化され、相談支援体制が充実することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域社会の実現を目指します。

【平成 21 年度当初の現状と課題】

平成 18 年度の介護保険法改正に伴い、4 か所の総合福祉事務所に区直営で地域包括支援センター（本所）を設置しました。

平成 19 年 4 月からは、地域包括支援センターの一層の強化を図るため、在宅介護支援センターに併設して、地域包括支援センター支所を 19 か所設置し、本所と支所が一体となって、区民に対する包括的かつ継続的な総合相談支援を行い、高齢者が要支援・要介護状態になった場合でも、本人の希望や生活実態に基づき、自立した日常生活を営むための仕組みの充実を図ってきたところです。

しかし、高齢化の急速な進展により、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者が増加し、これに伴って、相談内容の多様化、解決困難な事例の増加など地域包括支援センターの役割はますます重要になってきました。

こうした状況に対応するため、地域包括支援センターによる地域の相談支援体制はさらなる体制強化が求められました。

また、地域包括支援センターは、設置から 3 年を迎えましたが、まだ区民に十分知られていない状況であるため地域への周知を一層図っていく必要がありました。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 相談支援体制の充実

地域包括支援センター本所および支所を置く現在の体制は今後も維持し、虐待への対応や困難事例の際の支所への支援など、本所がその役割を果たしながらの相互連携を強化していくことで、相談支援体制の充実を図っていきます。

(1) 「地域包括支援センター本所・支所連携の充実」

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
	①地域包括支援センター 支所職員研修 1 回 ②地域包括支援センター 本所・支所連絡会議 12 回×本所 4 箇所	①地域包括支援センター 支所職員研修 年 1 回 ②地域包括支援センター 本所・支所連絡会議 年 12 回×本所 4 箇所

2 地域包括支援センターの整備

増加する相談等に対応し、高齢者を地域で支える仕組みを効果的に機能させるため、法定 3 職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）等必要な人員の確保や、支所配置の地域バランスの偏りの解決のため、新規に支所を設置する等、より即応性のある体制を整えていきます。

(1) 「地域包括支援センターの整備」（第 4 期計画書 106 ページ）

日常生活圏域ごとに、支所を適切に配置し、本所との連携体制により、区民の支援を行います。

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
①地域包括支援センター 本所 4 箇所 ②地域包括支援センター 支所 22*箇所 ※平成 21 年 4 月 1 日から 19⇒22 箇所へ増設	①地域包括支援センター 本所 4 箇所 ②地域包括支援センター 支所 22 箇所	①地域包括支援センター 本所 4 箇所 ②地域包括支援センター 支所 22 箇所

(2) 地域包括支援センターの職員配置の充実

本所における主任ケアマネジャーの配置について、安定的なケアマネジメント支援体制を確保するため、これまでの法人からの出向受入れ等の方法から、常勤職員（任期付区職員）を採用し 4 箇所の本所に配置します。

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
本所 4 箇所へ、区内法人からの出向受け入れによる主任ケアマネジャー配置	区内法人からの出向 ↓ 任期付区職員の雇用への移行を検討	本所 4 箇所へ、任期付常勤区職員を配置 ※平成 22 年 4 月 1 日から実施

3 地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターについて、区報・パンフレットなどを活用したり、わかりやすい名称を検討するなど、広く区民に周知します。

(1) 「高齢者相談センターの呼称使用」

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
「高齢者相談センター」呼称を使用	区発行物は、「高齢者相談センター」表記を使用し、普及を図った。 一方で、他自治体からの転入者等に分かりやすいよう、「高齢者相談センター(地域包括支援センター)」と併記した。	「高齢者相談センター」呼称の普及

4 地域資源との連携

地域の見守りネットワークや医療機関など、様々な地域資源との連携体制の充実を図ります。

(1) 「地域資源との連携」 (※次ページ イメージ図参照)

平成 21 年度当初現況	平成 21 年度実績	平成 23 年度末目標
①地域医療機関との連携による「医療機関情報」(※1)作成の検討 ②見守りネットワーク(※2)の構築	①地域医療機関との連携による「医療機関情報」の作成 ②見守りネットワークの構築 ・ミニ地域ケア会議 延べ 88 回 ・見守りネットワーク会議 延べ 59 回	①「医療機関情報」の活用 ②見守りネットワークの充実 ・ミニ地域ケア会議 支所 22 箇所×年 4 回 ・見守りネットワーク会議 必要に応じて実施

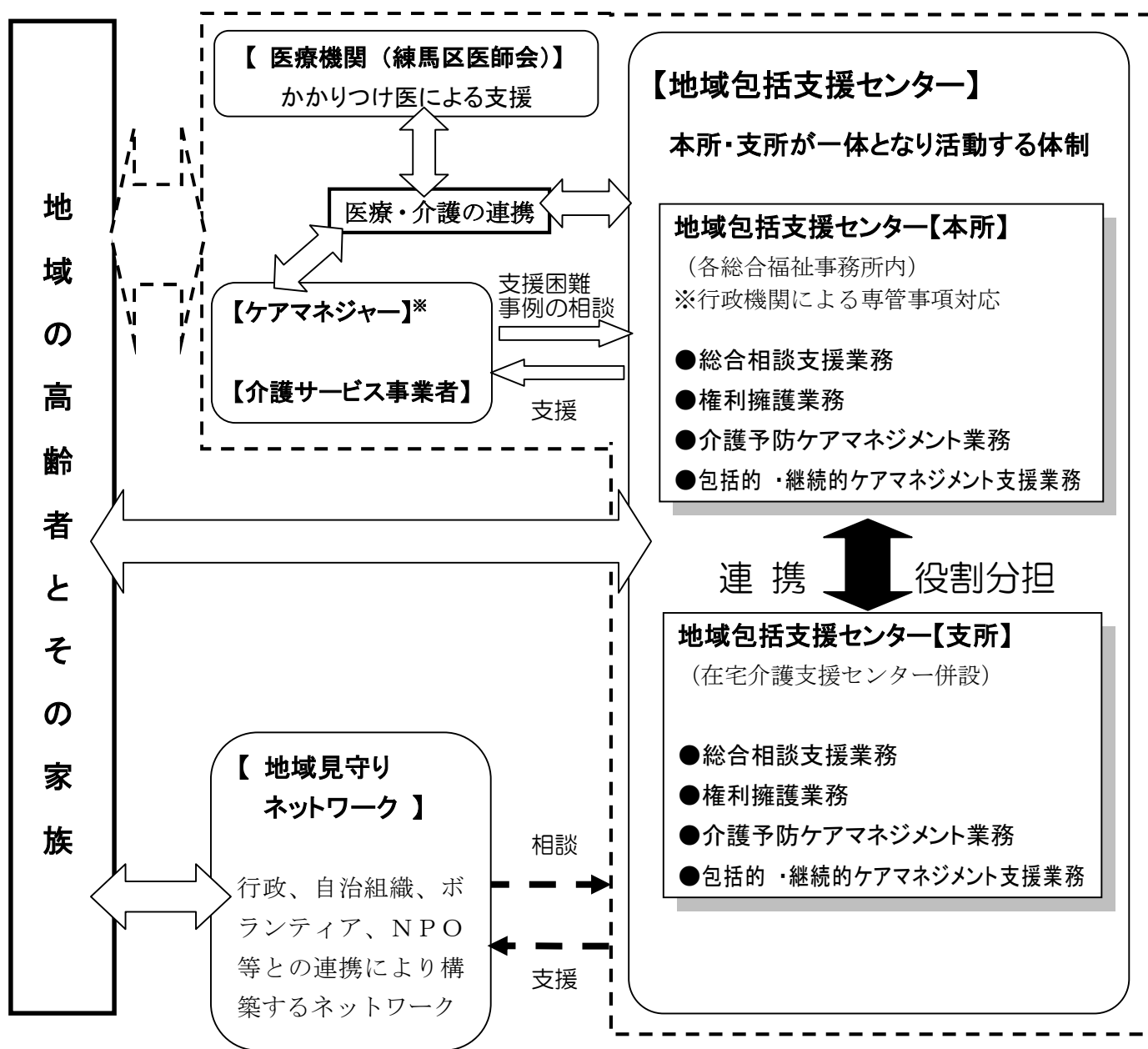
※1 「医療機関情報」

区内医療機関のデータベースで、高齢者相談センターが管理運営しています。要介護者のケアプランを作成するケアマネジャー(介護支援専門員)は、この情報を活用し、介護と同時に医療的ケアも必要とする方の情報について、医療機関と相互連絡を行います。

※2 「見守りネットワーク」

高齢者相談センター本所および支所を核として、地域の自治組織、ボランティア等様々な方が地域の高齢者の情報を共有し、効果的に見守りを行う仕組みの事です。ひとりぐらし高齢者、高齢者のみ世帯の方や、家族介護者を孤立させないよう、関係者が相互に連携を図りつつ、地域全体で介護を担う体制づくりを目指しています。

【地域包括支援センターを中心とする相談支援体制のイメージ図】



※ 「ケアマネジャー」・・・介護保険法第7条第5項に規定される「介護支援専門員」の通称。要介護者等からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるようにサービス事業者等との連絡を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術があるとして介護支援専門員証の交付を受けた者をいいます。

【評価】

1 相談支援体制の充実

支所職員を対象とした研修の実施および、定期的な連絡会議の開催により、本所・支所間の支援体制が強化され、困難事例の発生時等に迅速な連携を図ることができました。

2 地域包括支援センターの整備

平成 21 年 4 月から、地域包括支援センター支所を 3 箇所増設し、全 22 箇所の配置として、区全体の担当地域割の見直しを行いました。これにより、各支所の担当高齢者人口の偏在の解消を図りました。

3 地域包括支援センターの周知

「高齢者相談センター」の呼称は、パンフレット『こんにちは 高齢者相談センターです！』の配布や区発行物への使用により、徐々に周知が進んできています。また、老人クラブ等からは、わかりやすい呼称であるとの評価を得ています。

4 地域資源との連携

地域の医療機関との連携を深めるため、「医療機関情報」の作成を行いました。地域で活動するケアマネジャー等は、この情報を活用することで、介護と同時に医療的ケアも必要とする要介護者等に関する情報共有を効果的に行えるようになりました。

また、作成にあたっては、支所を含めた地域包括支援センター職員が、各医療機関を個別訪問して情報収集を行いました。この作成過程を通じて、地域の医療従事者と介護従事者との関係を深めることができました。

【平成 22・23 年度の取組に向けて】

1 相談支援体制の充実

支所職員の一層の質の向上を図るため、研修の機会・内容の充実を図ります。

2 地域包括支援センターの整備

相談件数や高齢者人口の増加に対し、よりきめ細かい相談体制を整えるため、練馬区長期計画(平成 22～26 年度)では、平成 26 年度までに、さらに 3 箇所の支所を増設し、全 25 箇所とする予定です。

平成 22・23 年度は、増設の準備として、担当地域再編のための調査検討を行います。

3 地域包括支援センターの周知

高齢者の相談支援の拠点としての「高齢者相談センター」のさらなる理解と浸透を進めます。

4 地域資源との連携

高齢者相談センターを核として、老人クラブ、事業者、ボランティア等、地域で活動するより多くの方が関わりあう仕組みへと発展させ、コミュニティの充実を図ります。